令和6年度 会津南部農業水利事業

会津南部地区完了図書作成業務 特別仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 本特別仕様書は、令和6年度会津南部農業水利事業会津南部地区完了図書作成業務 (以下「本業務」という。) に適用する。
- 2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付け 13農振第3155号農村振興局長通知)別記(I)用地調査等業務共通仕様書(以下「用地 共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様 書によるものとする。

(業務概要)

- 第2条 本業務の概要は、次のとおりである。
 - (1) 実施場所

福島県大沼郡会津美里町地内ほか(別添位置図のとおり。)

(2)調查区域

調査対象施設は馬越頭首工、富川頭首工、大川幹線用水路(9.4km)、 門田幹線用水路(18.4km)、富川幹線用水路(8.5km)、水管理施設

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

- 第4条 資格要件は以下のとおりである。
 - (1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業 務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照查技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年) 以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17 年以上従事した者

(低入札価格契約における第三者照査)

第5条 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者が自ら行う 照査とは別に「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「用地共通仕様書第9条照査技 術者及び照査の実施」について、受注者の責任において用地共通仕様書等を基本とする第 三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度(測量・補償コンサルタント業務)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、補償コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 「用地共通仕様書第30条守秘義務」を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。
- ②人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を 有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者照査の方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度、監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめ時の打合せへの立会い

本特別仕様書第 14 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物のとりまとめ段階での打合せには、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

用地共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (A G R I S) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、「業務請負契約書第41条契約不適合責任」のとおり、受注者に対し成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性の評価)

第6条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実 性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、こ れを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績 評定に厳格に反映させるものとする。

- (1)次の審査項目①~③において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ①業務内容に対応した費用が計上されているか
- ②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか
- ③品質管理体制が確保されているか
- (2)次の審査項目①において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ①再委託への支払いは適正か
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく 異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4)業務成果品のミス、不備等

(保険加入)

第7条 受注者は、用地共通仕様書第37条に規定している保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第8条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数量	備考
会津南部農業水利事業業務成果品 (電子)	一式	
会津南部農業水利事業工事完了図書(電子)	一式	
その他監督職員が必要と認める資料	一式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第9条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1)作業計画の策定	1 業務	
(2) 現地踏査(頭首工、機場等)	3件(種類)	
(3) 現地踏査(水路·道路等)	36. 300km	
(4)作業準備	43 件(工事)	
(5)全体位置図の作成	1枚	
(6) 施設図郭割図の作成	3枚	
(7) 水路路線図の作成	10 枚	
(8) 水利縦断図の作成	6枚	
(9) 施設管理図の作成(タイトルボックスの修正)	1枚	
(10) 施設管理図の作成(タイトルボックス等の修正・CAD 図面の合成)	2枚	
(11) 構造図の作成	11 枚	
(12)構造図の作成(タイトルボックスの修正)	232 枚	
(13) 構造図の作成(タイトルボックス等の修正・軽微な修正)	1枚	
(14) 構造図の作成(タイトルボックス等の修正・CAD 図面の合成)	29 枚	
(15) 用地管理図の作成	91 枚	

(指示事項)

第10条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

なお、記載のない項目は、共通仕様書のとおりとする。

(1) 作業準備

本特別仕様書第8条において貸与する資料に関し、農業水利ストック情報データベースを念頭に事業全体を通じて一貫性をもって整理及び最終契約図面との確認を行うものとし、各種作図等に係るデータの抽出を行い、施設管理図や構造図等の図面番号の整理を行うものとする。

(2) 全体位置図の作成

- ①貸与する会津南部農業水利事業工事完了図書等から位置図、概要図等を流用し作成する。
- ②縮尺は1/25,000~1/100,000を基本とする。
- ③図面のサイズはA1版を基本として作成する。

(3) 施設図郭割図の作成

- ①大川幹線用水路、門田幹線用水路及び富川幹線用水路について作成する。
- ②縮尺は 1/5, $000\sim1/50$, 000 を基本とし、施設全体が 1 枚の図面に収まるように作成する。
- ③施設位置、施設管理図、用地管理図の図郭割及び図面番号を表示する。
- ④方位、縮尺、凡例を表示する。
- ⑤図面のサイズはA1版を基本として作成する。

(4) 水路路線図の作成

- ①大川幹線用水路、門田幹線用水路及び富川幹線用水路について作成する。
- ②1/5,000~ 1/10,000 地形図等に水路等の路線、管理施設、図郭及び図面番号を表示する。
- ③保全管理に有用な情報として、路線分岐及び施設の概略構造(水の流れや制水、 泥、入孔管の位置把握等)を表示する。縮尺上表現出来ない場合や複雑な施設では施 設レイアウト等をバルーン等により追加、補足文を加える等により表示する。
- ④方位、縮尺を表示する。
- ⑤経度・緯度を30秒毎に表示し、主要施設にも経度・緯度を表示する。
- ⑥図面の見方を説明する凡例を表示する。
- ⑦図面のサイズはA1版を基本として作成する。

(5) 水利縦断図の作成

- ①大川幹線用水路、門田幹線用水路及び富川幹線用水路について作成する。
- ②縮尺は縦 1/1,000、横 1/10,000 を基本になるべく少数枚とする。
- ③施設管理図により水路の縦断線形(管中心)及び施設位置を読み取り作成する。
- ④施設については保全管理に有用な情報(入孔管の有無等)を表示する工夫をする。
- ⑤施設を表示し、管理番号(水路路線図と同じ)及び標高(管の中心)を表示する。
- ⑥市町村界及び主要公共物(主要道路の縦横断、河川横断)、工事受注者を表示する。
- ⑦図面のサイズはA1版を基本として作成する。

(6) 施設管理図の作成(タイトルボックスの修正)

- ①縮尺は 1/500(平面図)を基本として作成する。
- ②貸与する工事最終契約図面 (CAD) のタイトルボックスの修正。
- ③図面のサイズはA1版を基本として作成する。

- (7) 施設管理図の作成(タイトルボックス等の修正・CAD 図面の合成)
 - ①縮尺は1/500(平面図)を基本として作成する。
 - ②貸与する工事最終契約図面 (CAD) のタイトルボックス等の修正。
 - ③貸与する構成が同様な図面について、一枚の図面へと合成する。
 - ④図面のサイズはA1版を基本として作成する。
- (8) 構造図の作成
 - ①貸与する会津南部農業水利事業工事完了図書等から工事最終契約図面を流用し作成する。
 - ②図面のサイズはA1版を基本として作成する。
- (9) 構造図の作成(タイトルボックスの修正)
 - ①貸与する工事最終契約図面 (CAD) のタイトルボックスの修正。
 - ②図面のサイズはA1版を基本として作成する。
- (10) 構造図の作成(タイトルボックス等の修正(CAD図)(軽微な修正))
 - ①貸与する工事最終契約図面 (CAD) のタイトルボックス等の修正。 タイトルボックス以外にも軽微な修正が3箇所程度含まれる。
 - ②図面のサイズはA1版を基本として作成する。
- (11) 構造図の作成(タイトルボックス等の修正・CAD 図面の合成)
 - ①貸与する工事最終契約図面 (CAD) のタイトルボックス等の修正。
 - ②貸与する構成が同様な図面について、一枚の図面へと合成する。
 - ③図面のサイズはA1版を基本として作成する。
- (12) 用地管理図の作成
 - ①縮尺は1/500とする。但し、これにより難い場合は適宜変更できるものとする。
 - ②方位、市町村〜地番、隣接地番、所有者、境界杭の位置、その他必要事項を表示する。
 - ③取得等の土地について、取得・権利設定・占使用等それぞれの権利の表示をし、 それぞれの権利別に着色する。
 - ④境界杭の位置の明示については、杭の位置・杭ナンバーを表示する。
 - ⑤基準点(既知点)の位置及び点名を併せ表示する。
 - ⑥境界杭の位置の明示のための座標(直角座標系)を記載した座標一覧表を表示する。
 - 但し、座標がない(過去に測量した図面)場合には省略できるものとする。
 - ⑦図面の見方を説明する凡例を表示する。
 - ⑧図面のサイズはA1版を基本として作成する。

第4章 成 果 物

(成果物等)

第11条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数量	装丁等
(1)電子納品 「設計業務等の電子納品要領(案)」(平成31年3月農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室)による電子データ	電子データ	正副2部	CD-R 等
(2)完了図書 ①全体位置図②施設図郭割図③水路路線 図④水利縦断図⑤施設管理図⑥構造図⑦	電子データ	正副2部	CD-R 等 A3 縮小版を
用地管理図	書面	1部	A3 稲小版を 綴じ込み

2 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38番7号

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第12条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター (関東 農政局土地改良技術事務所)とする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第 13 条 業務請負契約書第 18 条及び同第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項 は、次のとおりとする。

なお、軽微なものについては変更しない場合がある。

- (1) 本特別仕様書第9条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第11条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (6) その他

第7章 そ の 他

(打合せ)

第 14 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う 調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局阿武隈 土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容 を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技術者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき(1回)
- (2)業務の中間(2回)
- (3) 成果物のとりまとめの段階(1回)

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを 含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更 の対象としない。

その際、管理技術者は、用地共通仕様書第 42 条に定める作業計画書の管理状況を報告 しなければならない。

(疑 義)

第15条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

